平成13年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[商標法]

問題 商標登録出願の願書に記載した「指定商品若しくは指定役務又は商標登録を受けようとする商標」についての補正を、その制度趣旨及び実体的要件(許容限度)という観点から説明せよ。

ただし、解答に際してマドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

【50点】

問題 イタリアの法人である甲は、当該国において商品「オートバイ」について「KING」の登録商標を有し、その商標を使用した結果、イタリア国内でよく知られた商標となっている。

乙は、甲の日本総代理店として、甲から当該商標が付された「オートバイ」を輸入し販売していたところ、我が国で指定商品「自転車」について「キング」の登録商標を有する丙から、商品の販売の中止を求める警告書が送付された(甲と丙の間には、過去・現在において何の関係もない。)。この場合における、乙のとりうる措置について説明せよ。

なお、甲も乙も我が国において商標「KING」について登録商標を有しないものとし、また、商品「オートバイ」と「自転車」は互いに類似するものとする。

ただし、解答に際してマドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

【50点】

【商標法:論点】

問題

「指定商品・役務又は商標登録を受けようとする商標」の補正を認める必要性 とその際に課せられる実体的要件について、「指定商品・役務又は商標登録を受 けようとする商標」の有する法的意義及び先願主義等との関係からの説明を求め る。

- (1)指定商品・役務又は商標登録を受けようとする商標が有する法的意義
- (2)指定商品・役務又は商標登録を受けようとする商標についての補正の必要 性と許容限度
- (3)商標法第16条の2第1項の「要旨変更」の具体的な解釈

問題

外国周知商標の我が国における使用者が、商品の販売の中止の警告を受けた場合の対応策を問う。

- (1)商標の類否と商標権の効力
- (2) 先使用権
- (3)登録異議の申立てと商標登録の無効の審判
- (4)不使用による商標登録の取消審判
- (5)商標権の譲渡、分離移転